

## ○関西大学GAPプログラムによる助成費取扱規程

2022年7月14日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大学発シーズ発掘・PoC（Proof of Concept：概念実証）支援のための関西大学GAPプログラム（略称：KUGAP）による助成費（以下「本助成費」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本助成費は、関西大学（以下「本学」という。）の研究成果及び技術を起業により事業化を目指す萌芽的取組みに対して起業支援を行うことにより、新しい社会的価値の創出や広く社会的課題の解決に寄与することを目的とする。

(支給対象及び支給額)

第3条 本助成費は、分野や領域を問わず研究成果を応用した、本学の専任教育職員（特別契約教授を含む。以下「専任教育職員」という。）及び大学院生が実施代表者となる新たな事業創出に資する取組みを対象とする。

2 支給額は、1件当たり300万円を上限とする。

(期間)

第4条 実施期間は、実施開始日から1年以内とする。

2 前項の規定に関し、実施代表者である専任職員が退職する場合、又は大学院生が修了や退学する場合は、籍を失う日までに事後評価を完了するものとする。

(審議機関)

第5条 本助成費の取扱いに関する審議は、イノベーション創生センター委員会が行う。

(組織)

第6条 実施組織は、次の者をもって構成する。

(1) 実施代表者 専任教育職員又は大学院生であって実施組織を代表し、実施計画の遂行及び成果の公表に関して全ての責任を持つ者

(2) 実施分担者 専任教育職員又は大学院生。ただし、事業遂行に必要な場合は、他大学等の研究者を含めることができる。

2 実施組織における学内の専任教育職員及び大学院生の占める割合は、実施代表者を含む実施組織構成人数の過半数とする。

3 事業遂行に必要な場合、第1項に規定する者以外にも、本学大学院生又は他大学等の研究者等を実施協力者として参加させることができる。ただし、実施協力者は実施組織には含めない。

4 前項のほか、実施代表者の推薦により、大学院への進学が決定している本学の学部学生

も実施協力者として参加させることができる。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、本助成費の申請を行うことができない。

- (1) 実施期間中に1学期を超える学術研究員又は研修員である者
- (2) 申請時において、本助成費による他の実施計画に実施代表者として申請・参加しており事後評価が完了していない者
- (3) 過去に同様の実施計画により本助成費の採択を受けた者

(申請)

第8条 本助成費を受けようとする実施代表者は、実施計画書をイノベーション創生センター長に提出し、採否及び支給額等の審査を受けるものとする。

(審査等)

第9条 前条の申請があったときは、イノベーション創生センター委員会をもって審査会とする。

2 審査会では、申請の採択及び支給額を合議により決定する。

(決定通知)

第10条 イノベーション創生センター長は、前条第2項の規定により決定した支給額を、実施代表者に通知する。

(支援人材)

第11条 採択された取組を遺漏なく遂行するため、支援人材による伴走支援を行う。

(計画の変更)

第12条 実施組織又は実施計画を変更する必要があるときは、直ちに審査会の審議に付さなければならない。

(使途範囲)

第13条 本助成費は、実施計画の遂行及び成果の発表に直接関係のある人件費、旅費交通費、消耗品費、印刷・製本費、通信運搬費、業務委託費、賃借料、報酬、雑費等の諸経費並びに機械装置、器具備品の支出に充てるものとする。

(請求手続・決算報告)

第14条 本助成費を請求するときは、その都度、証拠書類を添付の上、支出願を提出しなければならない。

2 本助成費の支給を受けた実施代表者は、実施終了日までに支出を完了し、所定の期日までに決算報告書をイノベーション創生センター長に提出しなければならない。ただし、実施年度が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの予算計画に基づいた支出を行い、所定の期日までに、当該年度の決算報告書をイノベーション創生センター長に提出しなければならない。

(使途管理)

第15条 本助成費の支給を受けた実施代表者は、収支簿を備え、その予算を適正かつ効率的に執行しなければならない。

2 本助成費により購入した消耗器具備品、機械装置及び器具備品は、その都度、所定の手続により大学に帰属させるものとする。

(返還)

第16条 本助成費の支給を受けた実施代表者は、前条の義務を怠ったときは、支給を受けた本助成費の全額又は一部を返還しなければならない。

(実施報告)

第17条 本助成費の支給を受けた実施代表者及び実施分担者は、実施期間終了後1カ月以内に、実施報告書を提出しなければならない。

(事後評価)

第18条 実施期間終了後、実施代表者はイノベーション創生センター委員会において成果発表を行い、事後評価を受けなければならない。

(事務)

第19条 本助成費に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

附 則

この規程は、2022年7月14日から施行する。